

令和3年伯耆町  
第1回定例会

条例等議案説明資料概要



令和3年3月

伯耆町 総務課

## 議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 9	伯耆町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	所得税法及び地方税法等の一部改正に伴い、伯耆町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する。
2. 概要	条例中の「特例基準割合」について、「延滞金特例基準割合」に用語改正される等の一部改正がなされたため、対応する部分について改正するもの。
3. 施行期日	公布の日

提出課：住民課

議案番号 10	伯耆町地域経済牽引事業の促進に係る促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、伯耆町地域経済牽引事業の促進に係る促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する。
2. 概要	条例中で引用する法律の改正に伴い、引用する条項及び省令名を改めるもの。
3. 施行期日	公布の日

提出課：健康対策課

議案番号 11	伯耆町国民健康保険条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、新型コロナウイルス感染症の定義をしている条項が削除されるため、新たに新型コロナウイルス感染症の定義を加える必要がある。
2. 概要	引用条項の削除により、引用文を削除し、新型コロナウイルス感染症の定義を加える。
3. 施行期日	公布の日

議案番号 12	伯耆町特別会計条例の一部改正について
<p><b>(提案理由及び概要)</b></p> <p>1. 理由           西部7町村では、情報公開・個人情報保護に係る諮問機関として「鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会」を附属機関として共同設置している。審査会の会計は2年ごとに西部7町村持ち回りで運営しており、令和3年度・令和4年度は伯耆町の番となったため、特別会計を設置し運営する。                   なお、前回伯耆町でこの会計を担当したのは、平成19年度・平成20年度。</p> <p>2. 概要           鳥取県西部町村・個人情報保護審査会特別会計を設置する。</p> <p>3. 施行期日   令和3年4月1日</p>	

議案番号 13	伯耆町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び伯耆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について
<p><b>(提案理由及び概要)</b></p> <p>1. 理由           現在、各町村で行っている消防賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び伯耆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務について、令和3年4月1日より鳥取県町村総合事務組合での実施となるため、本条例を廃止するもの。</p> <p>2. 施行期日   令和3年4月1日</p>	

議案番号 14	伯耆町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について	
<b>(提案理由及び概要)</b>		
1. 理由	鳥取県被災者住宅再建等支援条例が一部改正され、これに伴い伯耆町被災者再建等支援事業助成条例の一部改正をするもの。	
2. 概要	<p>被災者生活再建支援法が改正され、半壊世帯への支援が拡充された。これに伴い、鳥取県被災者住宅再建等支援条例では、半壊世帯等に対する支援の見直し及び一部損壊世帯（損害割合10%以上）のうち居宅に代わる住宅の建設又は購入する世帯に対する支援の新設を以下のとおり行われた。これにより、本町条例について所要の改正を行うもの。</p> <p>※鳥取県全市町村で同じ改正を行うもの。</p>	
<b>【被災者住宅再建等支援金の見直し部分】</b>		
対象事業	現行	改正後
半壊世帯 住宅の建設又は購入	100万円	100万円 (国支援金の支給対象となる世帯を除く)
半壊世帯 住宅の補修	上限100万円	上限100万円 (国支援金の支給対象となる場合にあつては、国支援金の支給対象となる額を控除した額)
一部損壊世帯 (損害割合10%以上20%未満) 住宅の建設又は購入	—	30万円
3. 施行期日	公布の日	

提出課：企画課

議案番号 15	伯耆町総合計画審議会条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	国土利用計画について、土地利用基本構想として第3次伯耆町総合計画を盛り込むこととなったため、伯耆町総合計画審議会の所掌事務を整理する。
2. 概要	伯耆町総合計画審議会の所掌事務に「土地利用基本構想」を加え、「国土利用計画」について削除する。
3. 施行期日	公布の日

提出課：企画課

議案番号 16	伯耆町附属機関条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	伯耆町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)について、第3次伯耆町総合計画と一体的に策定することとなったため、総合戦略に関する事項を調査審議する地方創生推進会議を総合計画審議会に統合する。
2. 概要	伯耆町附属機関条例 別表第1のうち、地方創生推進会議について削除する。
3. 施行期日	公布の日

提出課：総務課

議案番号 17	監査委員の選任について				
(提案理由及び概要)					
1. 理由	監査委員の選任について議会の同意を求めるもの。				
2. 概要	監査委員(再任:4期日)				
	<table border="1"><thead><tr><th>氏名</th><th>任期</th></tr></thead><tbody><tr><td>井上 望</td><td>(4年) 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで</td></tr></tbody></table>	氏名	任期	井上 望	(4年) 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで
氏名	任期				
井上 望	(4年) 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで				
3. 根拠法令	地方自治法第196条				

議案番号 18	伯耆町型バス事業に関する条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 条例第6条において、既に徴収した使用料は還付しないと明記されているが、定期券については、民間バス事業者においては還付対象となっている。 伯耆町型バス事業の定期券料金は、もともと相当な割安料金(通常料金の5～6割引)であるため、還付しないとなっているが、有効期間を残した状態で使用者本人が死亡した場合に限り還付対象とするため、条例の一部改正を行う。</p> <p>2. 概要 使用料の還付ができる場合として、使用者本人が死亡した場合を追記する。 ※還付方法等については、「伯耆町型バス事業に関する規則」で規定する。</p> <p>3. 施行期日 令和3年4月1日</p>	

議案番号 19	伯耆町農業集落排水施設条例及び伯耆町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 農業集落排水施設の統廃合により、処理区域の変更を行うもの。</p> <p>2. 概要 半川処理区を須村処理区へ統合し、半川処理区を廃止</p> <p>3. 施行期日 公布の日</p>	